

平成29年度

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

平成29年度第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成29年7月19日(水) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(12人)

委員	1番	伊藤	昭博
委員	3番	藤友	正男
委員	4番	小田原	勝好
委員	6番	荒瀧	穂積
委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透
委員	9番	中原	裕侑
委員	10番	原	恭博
会長職務代理者	11番	中村	家隆
委員	12番	植野	宣博
委員	13番	民法	正則
会長	14番	中須	岩登

4. 欠席委員(2人)

委員	2番	南田	正孝
委員	5番	伊藤	忠治

5. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	立花	宏保
委員	8番	益永	透

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂	俊彦
農業委員会 主査	諏訪本	壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は12名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第5回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。</p> <p>7番 立花 委員と8番 益永 委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議事日程 朗読</p>
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第8号「農地改良届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をさせます。</p>
事務局	<p>それでは 議案第8号について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>議案第8号の農地改良届出につきましては、庄賀池というため池の一部が崩落しているため、この修繕工事を行うことと併せて、隣の田と面にする内容の農地改良を行おうとするものです。</p> <p>一面にするため、盛り土を行うこととなりますが、埋立については水田機能が失われないように十分な転圧を行い、現在の田の表土は、一時的に隣接地に移設し、工事後は、覆土として活用されとのことです。また、法面については植生による土砂の流出防止措置を講じることを確認しております。</p> <p>今年は耕作されませんでした。来年には、再び田として耕作することを約束されておられます。</p> <p>この申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われ。事務局からの説明は、以上でございます。</p>

議長	地元委員の調査結果の報告ならびに説明をお願いします。 委員をお願いします。
委員	昨日、事務局の諏訪本さんと現地に行ってまいりました。 詳しいことは事務局で説明されたとおりです。特に問題ないと思います。
議長	当案件について、何か質問はありませんか。
委員	この工事の費用負担はどういうふうになっているんですか。
事務局	さんと施工者の さんの双方の利点が一致した ため、折半することを聞いています。
委員	いやそうじゃなくて、池が倒壊したら、町が面倒見てくれるんじゃないか。
委員	今回崩落したのは、池というより、池の淵の民地部分であるので さんが修理されようとしているようですよ。
委員	そういうことか。池じゃったら町の方で面倒みてくれるんよの。
事務局	今回はこのような形となりましたが、通常であれば、建設課が担当して進めていくものと思われます。
委員	わかりました。
委員	関係ないけど、農地改良したら昔の古い石積みが出てきて、地籍調査とあわないんで地籍調査は何じゃったんかということがあった。
議長	質問がないようですので、お諮りします。

議場	<p>議案第 8 号「農地改良届出について」は、ご異議はありませんか。</p> <p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 号「農地改良届出について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 2、議案第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>ここでおはかりします。ただ今の日程第 2 議案第 9 号と日程第 3 議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を一括で審議としたいと思いますが、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 9 号と議案第 10 号を一括議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をさせます。</p>
事務局	<p>それでは 議案第 9 号及び議案第 10 号について、あわせて提案理由をご説明いたします。</p> <p>議案第 9 号の農地法 4 条第 1 項の許可申請及び議案第 10 号の農地法第 5 条第 1 項の許可申請につきましては、今年の 5 月開催の第 3 回農業委員会において、「農業振興地域整備計画からの除外」について、この地域に「太陽光発電施設の設置」と「住宅を新築」することについて、町が農業委員会へ意見照会をしたもので、ご審議いただきまして、除外することに「意見なし」として可決頂き、町へ回答しております。</p> <p>その後の手続きと致しましては、「農業振興地域整備計画」は、町の計画でございますので、町として、5 月 20 日を起算日として 24 日間の縦覧を実施しました。この 24 日間というのは農業振興地域の整備に関する法律第 11 条の規定におおむね 30 日と定められており、これを</p>

何日と取り扱うかはいろいろな例がございますが、本町では8割にあたる24日と捉えることとし、これを告示しました。次に、6月27日まで15日間の異議申立期間がありますが、この異議申立の受付期間中に異議申立が無かったため、6月29日に町として県に対し、「農業振興地域整備計画」の変更協議書の提出を行いました。これに対し、7月6日付で知事から同意する旨の回答が得られたため、これを受けて、計画変更の公告を行うとともに農林水産大臣等へ変更計画書を送付するなどの手続きを行い、この度の農地転用の審議案件としてあげさせていただきました。

なお、現場調査ですが、前回、5月に 委員様と 委員様に現場をご覧いただき、委員会でも詳しくご説明頂いておりますので、中須会長さんとも相談した結果、省略させて頂くこととしました。

なお、いずれについても申請に必要な書面は具備されており、適法な申請であると認められるものと思われます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ありがとうございます。当案件について、何か質問はありませんか。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。

議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。

議長

続いて日程第3 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許

議場	<p>可申請について」ご異議はありませんか。</p> <p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて日程第4 議案第11号「熊野町農地改良指導要領の制定について」を議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をさせます。</p>
事務局	<p>それでは 熊野町農地改良指導要領(案)について、提案理由をご説明いたします。</p> <p>現在、熊野町内で農地改良制度を利用して田や畑を埋め立てする行為が多発しております。本来、農地改良は、より耕作しやすくするために農地を切り盛りする等の形状変更を行うことですが、そもそも、耕作することが出来ない遊休農地の所有者である方が、土砂運搬等の仲介業者等から費用の請求はほとんど無いようですが、耕作土に適さないと思われる土砂等が田や畑に大量に流し込まれ、埋め立てられるといった状況が発生しております。一度、このような行為がされた場合は、なかなか元の田や畑の状態に復元することは難しいものと考えられます。</p> <p>また、大量の土砂を相当な高さで埋め立てておりますが、排水機能等を有しておりませんので、土砂崩れや隣接地等が危険に曝されるような恐れもあります。</p> <p>こうした状態に昨年度のうちから一定の縛りといいますか、制限を加える必要があると考えておりましたが、この度、ようやく要領として一定の形とすることができたので、今回の委員会で、上程させて頂いたものでございます。</p> <p>具体的な内容ですが、第1として、要領制定の目的を、第2として、用語の定義を、そして、第3として、農地改良の基準を第1号から第16</p>

	<p>号まで定め、この基準のすべてに適合しなければ農地改良を行うことが出来ないよう規定しております。</p> <p>次に、第4として届出等の様式を定め、第5以降では農業委員会事務局と届出者との間における報告義務や届出義務などを定めております。</p> <p>以上が要領の概要でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>当案件について、何か質問はありませんか。</p>
委員	<p>これを定めたのは、県内で何番目ですか。</p>
事務局	<p>何番目かまで確認しておりません。いくつかございまして、東広島市等で定めておられるのを確認しております。</p>
委員	<p>の農地改良許可した分は、水路の用途廃止について井手子の同意が得られてないので工事は中断しとったんですが、また再開されている。</p> <p>道路まで6 mくらい積み、将来は、にするような話だった。あんなに高く積まれたら、下で畑をしている人は、恐ろしい。それに井手子に同意も取らずに勝手に水路を付け替えている。ただでさえ難しい地区なのに、どうしてああいうことをするのか。わしも井手子の全員のが取れたら、同意して押すことにしている。</p>
委員	<p>あれは、前に許可するか揉めた分で一回、保留になったよね。</p>
委員	<p>そう。あのときも井手子の同意をとらずに勝手にやってあって、工事を中止させたはずじゃが、また同じことをしよる。の本社工場から出た土じゃとか言っておった。</p>
委員	<p>ビルを取り壊したら建設残土が必ず出ますからね。産業廃棄物ですよ。で汚泥を埋め立てたような形跡があるが、こういう取締</p>

	<p>りはこれまではどのようにされておられたのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>県の廃棄物処理法の対策の課の担当者と連絡を取り合い対応することになる。ただ、県の担当者も埋める前に汚泥を確認できれば廃掃法違反として取り扱えるが、まさ土等で覆ってしまうと、そこへ何が埋められたか分からなくなってしまうと言われていた。</p>
<p>議長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 1 1 号「熊野町農地改良指導要領の制定について」ご異議はありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員：異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 1 1 号「熊野町農地改良指導要領の制定について」は可決されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第 5、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」及び日程第 6 報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を一括で事務局から報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第 3 号、第 4 号説明につきましては、届出に係る農地は市街化区域にあり、届出書には法定記載事項が記載されるとともに、必要な添付書類も具備されており、適法な届出と認められるため届出書を受理しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>以上をもちまして、平成 2 9 年度第 5 回熊野町農業委員会を閉会します。</p>